まほろばエコオフィス宣言事業実施要領

(目的)

第1条 地球温暖化、大気・河川汚染、廃棄物排出量の肥大化など、我々の周囲を取り巻く様々な環境問題を解決するためには、家庭、事業者、行政機関など社会の構成員が、一丸となって環境配慮行動を実施することが重要である。

このため、環境配慮行動に率先して取り組むことを宣言した県内事業所を、県が申請 により登録し、かつその取組を広く周知することで、他の事業所が環境配慮行動に取り組むことを促進し、環境負荷の少ないビジネススタイルの確立・普及を推進する。

(定義)

- 第2条 次に掲げる取組事項のうち、3つ以上取組むことを宣言した事業所を「まほろば エコオフィス宣言オフィス」(以下「宣言オフィス」という。)とする。
 - (1) 適正冷暖房温度の設定
 - (2) 夏のエコスタイル・冬のウォームビズの実施
 - (3) 節電、節水の励行
 - (4) 省エネ・新エネ設備機器等の導入
 - (5) グリーン購入の推進
 - (6) 緑化の推進
 - (7) エコドライブの励行
 - (8) 自動車利用の抑制、低燃費車両(ハイブリッド、電気自動車等)の導入
 - (9) ごみの再資源化
 - (10)環境美化運動の実施
 - (11) その他温暖化対策に資する行動の実施

(登録の申請)

- 第3条 宣言オフィスとして届け出る事業所は、様式1「まほろばエコオフィス宣言事業者登録申請書」を県に提出し、県は、届け出のあった事業所に「まほろばエコオフィス宣言登録証」(以下「宣言登録証」という。)を交付するものとする。
- 2 複数の事業所(営業所、工場等)を有する事業者にあっては、事業所ごとに又は複数 の事業所をまとめて申請することができる。

(登録の取り消し)

- 第4条 県は、宣言オフィスが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (ア) 宣言オフィスから登録の取り消しの申し出があったとき
 - (イ) 宣言オフィスの廃業が確認されたとき
 - (ウ) 宣言オフィスが登録内容に沿った取組を実施していないと認められるとき
 - (エ) 宣言オフィスが本実施要領に定める実績報告その他の報告を怠り、報告の見込み がないと認められるとき

(宣言オフィスの責務)

- 第5条 宣言オフィスは、自ら宣言した取組を実施することに努めなければならない。
- 2 宣言オフィスは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

(実績報告)

第6条 宣言オフィスは、毎年9月末までに前年度の実績結果を、様式2「まほろばエコオフィス宣言事業者実績報告書」により県に報告するものとする。

(県の取組)

第7条 県は、宣言オフィスによる取組が維持され、又は発展・拡充されるよう以下の取組を行うものとする。

- (1) 取組に必要な情報提供を行う。
- (2) 宣言オフィスの取組事項を、県のホームページで公開する。
- 2 県は、他の事業所の模範となるような事例について表彰し、その取組を広く周知、普及を図るものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1. この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. この要領は、令和7年1月20日から施行する。